

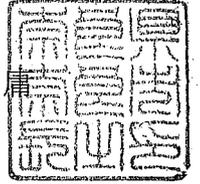


別紙様式第2号（第3関係）

令和3年6月28日

奈良市議会議長 三浦教次様

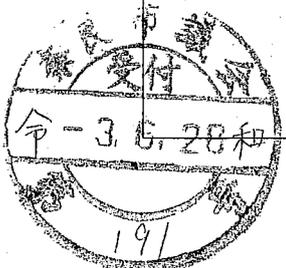
回答者 奈良市長 仲川元



文書質問回答票

奈良市議会基本条例第21条第1項の規定に基づく三橋和史議員の文書質問について、次のとおり回答します。

質問事項	<p>市政運営について</p> <p>2. ごみ収集車の安全運転について</p> <p>3. 令和3年6月定例会市議会における一般質問に対する答弁がなかった事項について</p>
回答内容	<p>2. ごみ収集車の安全運転について</p> <p>安全運転への取組につきましては、日々の朝礼において安全運転や作業の注意喚起を行い、事故や市民からの苦情は内容を伝達し情報共有を図り、職員の安全運転への意識付けの徹底を図って参りました。この度の委託業者の事故につきましても、重く受け止め、職員に対し安全運転への注意喚起を強く行うと同時に、委託業者へは更なる安全対策を講じるよう指導を行ったところでございます。</p> <p>その他には交通安全講習会を開催したり、職場内に無事故継続日数や事故防止ポスターの掲示を行ったりすることで、職員の安全運転意識と安全運転知識の向上を図り、事故発生の抑止に取り組んで参りました。これらの実施により事故発生件数は減少傾向にあり、一定の効果は出ているものと考えております。</p> <p>また、昨年度購入車両からドライブレコーダーを標準装備とし、運転する職員の交通ルールの遵守や安全運転への意識付けに</p>



更なる効果が期待できるとものと考えております。今後、これまでの取組を継続しながら、既存車両への装備を進めてまいりたいと考えております。

3. 令和3年6月定例会市議会における一般質問に対する答弁がなかった事項について

(1) 現場急行支援システムの整備に関する県との協議において、危機管理監及び消防局が行った取組については、以下のとおりです。

<危機管理監>

・令和2年10月29日

奈良県警察本部交通規制課、奈良県安全・安心まちづくり推進課、消防救急課との打ち合わせに消防局とともに参加

・令和3年5月11日

奈良県安全・安心まちづくり推進課と奈良県交通安全計画(素案)の現場急行支援システムの記載について協議

・令和3年6月2日

奈良県安全・安心まちづくり推進課に県計画における現場急行支援システムの整備を前提とした前向きな検討を要望

<消防局>

・平成30年8月31日

奈良県警察本部交通規制課に対して現場急行支援システムに係る奈良県の動向について確認

・平成30年10月

他府県の導入状況について調査を実施

・平成30年11月より3か月間

救急車の通行調査(使用道路及び搬送時間帯等)を実施

・平成31年3月31日

救急車の通行調査を取りまとめ、奈良県消防救急課に提出

・令和元年12月2日

奈良県消防救急課に対し、協議の進捗及び意見書に対する

対応について問い合わせするとともに、奈良県消防本部での協議へ移行するよう依頼

・令和元年12月24日

現場急行支援システム設置要望箇所を奈良県消防救急課に選定するよう依頼

・令和2年11月9日

市立奈良病院を起点に奈良県警察本部が実証実験を実施

・令和2年12月3日

実証実験に伴う結果報告を奈良県警察本部から受領

・令和3年1月29日

奈良県消防救急課、奈良県警察本部交通規制課、奈良県安全・安心まちづくり推進課及び奈良市消防局で実証実験について検証し今後の方針について協議

また、現場急行支援システムの整備の時期については、現場急行支援システムだけでなく、GPSによる位置情報を活用した信号制御などの新システムを見据えての検討となることから、今後、整備時期も含めて奈良県消防救急課及び奈良県警察本部交通規制課と協議を進めてまいります。

(2) 景観行政について

景観形成重点地区における取組状況につきましては、本市では、平成22年4月になら・まほろば景観まちづくり条例に基づき奈良市景観計画を制定し、奈良市全域を景観計画区域に指定し、一定規模以上の建造物の新築等に景観形成基準を定め景観の誘導を行っています。また、特に優れた景観の保全又は景観の創造が特に重要な地区を、景観形成重点地区に指定し、建造物の新築等に重点地区の景観形成基準を定め、地域の景観特性に応じ景観の誘導を行っています。

景観形成重点地区における取組状況については、重点地区の景観形成基準の内、色彩など数値で表せる定量的な基準の誘導は図れているが、周辺景観との調和に配慮するなど数値で表せ

ない定性的な基準は、その趣旨、内容が解釈により異なる場合があり、より良好な景観形成重点地区の景観形成が図れていない場合があります。その改善及び対策につきましては、現在、令和4年度の施行を目指し奈良市景観計画の改正作業を行っているところです。

その中で、景観形成基準の表現を見直し、定性的な基準は可能な限り定量的な基準へ移行するとともに、基準を図示するなど具体的に解説を加えたガイドラインを作成する予定です。今後はこれらを併せてわかりやすく景観誘導を行うことで景観規制の効果を高めていきたいと考えています。

また、奈良市の主要道路である大宮通り、三条通りについては、奈良市景観計画において景観重要公共施設として位置づけ、整備に関する事項、占用等の許可基準を定め、公共空間の景観の向上に努めています。

しかしながら、標識や案内看板、標柱等の工作物は道路占用物であり、情報の重複、乱立を防止するため事業者間の相互調整を行い共同設置や供架を推進し、必要最小限の表示情報とし、過剰な規模にならないような配慮を許可権者に求めています。一部行き届いていない部分があります。

この度の奈良市景観計画の改正においては、円滑な道路占用許可手続きを図るため、景観担当課（奈良市都市計画課）と事前協議を行う旨を明記していくこととし、道路管理者や公安委員会等に景観配慮への協力を求めていきたいと考えております。

(担当部局：危機管理監 危機管理課
環境部 収集課
都市整備部 都市計画課
消防局 消防総務課)

受理日 令和3年 6 月 28 日